

第四十八条第十号中、「郵便為替及び郵便振替」を削る。
 第二十八条第一項中、「第七十九号の三」を「第七十九号の五」に改める。
 附則第二条第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。
 四 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関する事。
 五 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。
 附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成二十九年九月三十日
 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）に
 規定する事務を行うこと。

（財務省設置法の一部改正）
 第四百四十四条 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
 第七十七条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
 附則に次の一項を加える。

5 財政制度等審議会は、第七十七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十一年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第九十七号）附則第一百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の運用に関し、総務大臣に意見を述べる事務をつかさどる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（失効等）

第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第一項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、平成二十九年九月三十日限り、その効力を失う。
 2 前項に規定する規定は、郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日以後は、適用しない。

第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧郵便貯金法 第二条の規定による廃止前の郵便貯金法をいう。
- 二 旧郵便為替法 第二条の規定による廃止前の郵便為替法をいう。
- 三 旧郵便振替法 第一条の規定による廃止前の郵便振替法をいう。
- 四 旧簡易生命保険法 第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法をいう。
- 五 旧郵便貯金利子寄附委託法 第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律をいう。
- 六 旧郵便振替預り金寄附委託法 第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律をいう。

七 旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律をいう。
 八 旧公社法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法をいう。
 九 旧公社法施行法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法をいう。
 十 旧郵便貯金 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第七十七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。
 十一 旧簡易生命保険契約 旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。
 十二 施行日 この法律の施行の日をいう。
 十三 旧公社 郵政民営化法第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社をいう。
 十四 郵便貯金銀行 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。
 十五 郵便保険会社 郵政民営化法第二百六十六条に規定する郵便保険会社をいう。
 十六 機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。
 十七 機構法 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法をいう。

（郵便貯金法の廃止に伴う経過措置）
 第四条 この法律の施行前に発行された払戻証書については、旧郵便貯金法第六条、第三十七条第一項（旧郵便貯金法第四十五条第三項、第六十三条及び第六十二条の四において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで（旧郵便貯金法第四十五条第三項（旧郵便貯金法第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条及び第六十二条の四において準用する場合を含む。）及び第五十五条第一項（旧郵便貯金法第五十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十七条第一項（第四十五条第三項、第五十九条、第六十三条及び第六十二条の四において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条及び第六十二条の四において準用する場合を含む。）	公社の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は	郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の定める場合を除いて、
第三十九条（第四十五条第三項）（第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条及び第六十二条の四において準用する場合を含む。）	公社	郵便貯金銀行
第四十条（第四十五条第三項）（第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条及び第六十二条の四において準用する場合を含む。）	払戻証書を再交付する	当該請求をした者に対し、払戻金の額に相当する現金を払い渡すものとする
第四十条（第四十五条第三項）（第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条及び第六十二条の四において準用する場合を含む。）	払戻し証書の再交付の請求 その払戻し証書に記載された金額の貯金	前条の請求 払戻金
第五十五条第一項（第五十七条第五項において準用する場合及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条及び第六十二条の四において準用する場合を含む。）	公社の定める場合を除いて、貯金証書又は	郵便貯金銀行の定める場合を除いて、